

大阪府私立専修学校専門課程質保証・向上補助金 実施要領 新旧対照表

新			旧		
大阪府私立専修学校専門課程質保証・向上補助金 実施要領 第1条—第7条（略）			大阪府私立専修学校専門課程質保証・向上補助金 実施要領 第1条—第7条（略）		
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年7月29日から施行し、令和3年度の事業から適用する。</p> <p>この要領は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。</p> <p><u>この要領は、令和5年7月1日から施行し、令和5年度の事業から適用する。</u></p>			<p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年7月29日から施行し、令和3年度の事業から適用する。</p> <p>この要領は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。</p> <p><u>(追加)</u></p>		
別表2（実施要領第4条関係）			別表2（実施要領第4条関係）		
優先順位	交付を受けようとする学校	実施する補助事業	優先順位	交付を受けようとする学校	実施する補助事業
1	初めて申請または過去2年間に本補助事業の実績がなく <u>職業実践専門課程の認定がある学科をもつ学校</u>	—	1	過去に本補助事業の実績がない学校	(3) 第三者評価の実施・公表又は(4) 生徒の修学支援に係る体制整備を含む場合
			2		上記以外
2	<u>職業実践専門課程の認定がある学科をもつ学校</u>	(3) 第三者評価の実施・公表 または(4) 生徒の修学支援に係る体制整備を含む場合	3	過去2年間に本補助事業の実績がない学校	(3) 第三者評価の実施・公表又は(4) 生徒の修学支援に係る体制整備を含む場合
			4		上記以外
3	初めて申請または過去2年間に本補助事業の実績がない学校	(3) 第三者評価の実施・公表 または(4) 生徒の修学支援に係る体制整備を含む場合	5	上記以外の学校	(3) 第三者評価の実施・公表又は(4) 生徒の修学支援に係る体制整備を含む場合
			6		上記以外
4	初めて申請または過去2年間に本補助事業の実績がない学校	(3) 第三者評価の実施・公表 または(4) 生徒の修学支援に係る体制整備を含む場合	6	上記以外の学校	(3) 第三者評価の実施・公表又は(4) 生徒の修学支援に係る体制整備を含む場合
			7		上記以外

